

ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

を知っていますか?

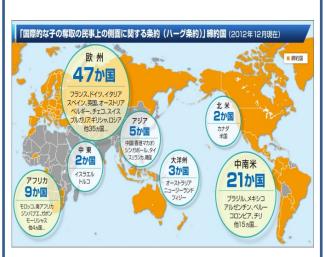
外務省



ハーグ条約とは?

ハーグ条約は、国境を越えた子の不法な連れ去り(※)によって生ずる様々な子への悪影響から子を守るために、原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めています。

※一方の親の監護権を侵害する形での子の 連れ去り



※この条約は、1980年にハーグ国際私法会議において作成され、1983年に発効。(2013年2月現在、締約国は89か国(米、加、全てのEU加盟国、タイ、シンガポール、韓国等)。G8諸国では日本のみ未締結。)

条約締結のメリットとは?

- ●中央当局(※)間の国際協力の仕組みを通じ、外国から子の返還を求めるための手続を迅速に行うことが可能になります。
- ※条約上締約国に設置を義務付けられた 政府の窓口
- ●子の連れ去りの発生を**未然に防** 止することが期待されます。
- ●国境を越えて所在する親子の面会交流の機会の確保に向けても中央当局による支援を受けることが可能になります。

具体的には・・・

- ●日本から他の締約国への不法な 子の連れ去りについて、中央当局に よる支援を受けつつ、条約に基づい た返還手続をとることができるように なります。
- ●<u>条約未締結を理由とする我が国への子を伴う渡航制限の改善</u>が期待されます。



あなたの疑問にお答えします



Q1 条約が発効する前の子の連れ去りは、ハーグ条約の対象になるのでしょうか?

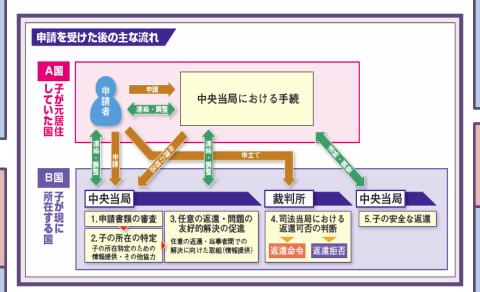
A1 条約に基づく子の返還手続は、 条約発効前に起きた子の連れ去り には適用されません。ただし、条約 発効後の時点で、親子間の面会交 流が実現していなければ、連れ去 りの時期に関係なく面会交流につ いての支援を求めることはできま す。

Q2 元配偶者が、子を無断で日本から海外へ連れ去ってしまったのですがどうしたらよいでしょうか? (※条約発効後に子が他の条約締約国に連れ去られた場合)

A2 ①子の返還を求める場合 監護権を有する親は、ハーグ条 約に基づき、我が国又は子が連れ 去られた先の国の中央当局に対し、 子の返還のための支援を申請する ことができます。

②子との面会交流を求める場合 面会交流をすることができる地位 にある親は、ハーグ条約に基づき、 我が国又は子が連れ去られた先 の国の中央当局に対し、子との面 会交流を実現させるための支援を 申請することができます。 Q3 条約の対象となる子は何歳でしょうか?

A3 対象となるのは、16歳未満の子です。



Q4 日本がハーグ条約を未締結である現在,子を連れて日本へ帰国しようとする場合に、日本への渡航許可が下りない可能性もあると聞いたのですが本当でしょうか?

A4 国によっては、**日本人が子を連れて日本に渡航するための許可を** (裁判所等に)求めた場合に、日本がハーグ条約を未締結であることを 理由に渡航が許可されないことがあります。これは、我が国が条約を締結していないことにより、仮に子を連れて日本に渡航したまま戻らないような場合に、相手親が条約に基づいて子の返還を求めることができないからです。

Q5 子を連れて日本に帰りたいのですが、再度元の居住国に戻った場合逮捕される危険性はあるのでしょうか?

A5 国によっては、(離婚後であっても)相手親の同意なく子を国外へ連れ出すことが犯罪となり、逮捕されることもあります(米、英、仏、豪等)。そのようなことが起きないよう、子を連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず弁護士等に相談してください。

Q6 相手親の同意なく子と共に日本 に帰国した場合に、子の返還申請が 出されれば、必ず子を返還しなけれ ばいけないのでしょうか?

46 ハーグ条約では、原則として、子を元の居住国に返還することになっていますが、以下のような場合には連れ 大られた子を返還しなくてもよいと裁判所が判断する場合があります。

- ①連れ去りから1年以上経過し、子が新たな環境に適応している場合。
- ②申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合。
- ③返還により子が心身に害悪を受け、 又は他の耐え難い状況に置かれることとなる重大な危険がある場合。(例: 子への虐待やDV等)
- ④子が返還されることを拒み、かつその子が意見を考慮するのに十分な年齢・成熟度に達している場合。